

2012年10月18日

原子力規制委員会 委員長 田中 俊一様
原子力規制委員会 委員各位

原子力規制委員会の運営とこの間の審議内容等についての質問・要請書 内容一覧

1. 「原子力災害対策指針」の策定の前に福島の実態を調査し、「年20ミリシーベルト」を基準とした国の避難政策を見直してください。また、策定の際には、広く市民の意見もきいてください
2. 新安全基準に基づく安全審査が未了の原発は止めて下さい。大飯原発をまず止めて下さい
3. 再稼働に向けた安全基準づくりを拙速に行うべきではありません。安全基準の「骨子」による判断を行うべきではありません
4. 大間原発の建設中止を勧告して下さい
5. 市民の声にも耳を傾けてください。市民からの要請書を読みもせずに「理解しがたい」と決めつけることはやめてください
6. 公安警察を入れての傍聴者の監視をやめてください

(「原子力災害対策指針」と避難基準の見直しについて)

1. 「原子力災害対策指針」の策定の前に福島の実態を調査し、「年20ミリシーベルト」を基準とした国の避難政策を見直してください。また、策定の際には、広く市民の意見もきいてください。

原子力規制委員会は、新しい「原子力災害対策指針」の策定を急いでいます。しかし、私たちは、「原子力災害対策指針」の策定に当たっては福島の実態を十分反映させることが必要であると考えています。

現在、原子力災害対策指針と、それに基づく各自治体の防災計画の策定のスケジュールが、来年3月までとなっていますが、これはあまりに拙速です。再稼働に向けた布石ととられても仕方がない状況です。

中村佳代子委員は、「福島の実態によりそって」と繰り返し発言しています。しかし、出てきた案は、今の20ミリシーベルトという高すぎる避難基準を追認し、正当化するものです。被ばく防護策には、モニタリングと除染があるだけで、避難はありません。本当に福島の実態に寄り添う気持ちがあるのなら、現在の20ミリシーベルト基準の下で、自主避難を余儀なくされた方や、避難したくてもできない方、除

染も進まずに高い線量下での暮らしを余儀なくされ、苦しんでいる方の声をまず聞くべきではないでしょうか。国の避難政策は多くの問題をはらんだものでした。まずはその実態を調べ、「20 ミリシーベルト」基準そのものを見直すことが先ではないでしょうか。

(新安全基準と大飯原発について)

2 .新安全基準に基づく安全審査が未了の原発は止めて下さい。大飯原発をまず止めて下さい

田中俊一委員長は、原子力規制委員会は安全上・技術上の判断をするだけで、再稼働の判断はしないと述べています。しかし、政府の側は、再稼働判断は新規制委員会の仕事だと述べています。再稼働判断は、一体誰が責任を負っているのか不明確ですが、少なくとも、新原子炉等規制法上は、原子力規制委員会が原子炉設置・運転などの許認可を行うこととなっています。福島原発事故の教訓を踏まえ、新安全基準に基づく審査が未了の原発は止めて下さい。

原子力規制委員会は、大飯原発が、新安全基準による運転判断なしに運転し続けていること、防災計画もない状態であることは容認にしている状態です。委員会は、大飯原発のオフサイトセンターに人を派遣し、「情報を共有している」だけで、大飯原発の運転継続についてその安全性の根拠さえ示していません。

原発の再稼働について、田中委員長は最初の記者会見で、暫定基準による再稼働は無理だと述べました。であれば、暫定基準だけで、しかも断層再調査がこれから実施されることになったにも関わらず、現状で動いている大飯原発はどうなるのでしょうか。大飯原発について、原子力規制委員会としては、何ら安全確認をしていません。動いている事により、断層調査も調査範囲が限定されます。大飯原発については直ちに止め、しっかりした断層調査を優先し、他の原発と同じ基準で検討すべきではないでしょうか。

島崎委員は、報道インタビューにおいて、活断層の取扱いについては、保安院が定めた3分類のうちの「弱面」の扱いについて批判しています。この件についてどうなったのでしょうか。委員会の場でも検討してください。12万～13万年前以降に動き、ズレが断層活動によるものでないと否定できない限り、活断層と判断してください。

3 .再稼働に向けた安全基準づくりを拙速に行うべきではありません。安全基準の「骨子」による判断を行うべきではありません。

原子力規制委員会は、更田委員を中心に、次の再稼働に向けた安全基準づくりを急いでいます。5年をはかると言われている安全基準づくりを、来年7月までに策定することになっています。さらに田中委員長は、来年3月までに骨子ができればそれだけでも再稼働の準備を認める可能性についても述べています。

安全を最優先に規制を行う立場であれば、新基準の策定については、むしろ通常よりも時間をかけて行うべきではないでしょうか。

再稼働に向けた安全基準づくりを拙速に行うべきではありません。安全基準づくり

に当たっては、きちんと市民の声も聴いてください。

さらに、安全基準の「骨子」の段階で、再稼働のための審査を行うべきではありません。

(大間原発について)

4．大間原発の建設中止を勧告して下さい

島崎委員は、全国の原発の断層調査を改めて行う必要性について言及しています。大間原発の建設について、田中委員長は、会見で「(活断層かどうか)判断できるように現地調査などを準備していきたい」と述べています。しかし電源開発は、建設再開を強行しています。

建設が進めば、断層調査が難しくなります。断層調査をスムーズに実施するためにも、事業者に対し、直ちに建設を止めるよう勧告してください。

(市民対応)

5．市民の声にも耳を傾けてください。市民からの要請書を読みもせずに「理解しがたい」などと決めつけることはやめてください

大飯原発の件では、市民と原子力規制庁との初めての政府交渉が10月5日に行われ、そこで市民側が事前に送った質問・要望書(別添)が委員長や委員に届かず事務方だけの判断で質問に答えていた件が問題になりました。

この件について会見で聞かれた田中委員長は、「宛名が委員会宛でなかった。事務方は事務的に受けて、処理されたと聞いています。中身も、委員長になる資格はありませんとか、いろいろと書いてありまして、その人間にいろんな要望とか質問とか出ているので、私は一般人としては理解しがたい文章だなあとと思いながら拝見しましたけど」と回答しました。

これは下記の点で誤りです。

- ・ 質問・要請書の宛先は原子力規制委員会委員長でした。
- ・ 内容は大飯原発の断層調査を中心とした技術的な事項に関するものでした。

私たちは委員長・委員人事そのものに問題を感じていますが、この質問・要請書自体は、事が進む前に問題を明らかにしなければという思いで、大飯原発の再稼働問題について丁寧に、具体的に問題点を書いています。読めばそのことはすぐにわかるはずですが。一体何が「理解しがたい」のか、説明していただけないでしょうか。添付の質問・要請書の中身について、きちんとご回答ください。

6．公安警察を入れたの傍聴者の監視をやめてください

第4回委員会で、麻布警察を名乗る公安警察が会議室内に入り、傍聴者を監視していることが明らかになりました。当人は、警察関係者であることを認めた上で「規制庁の要請で来ている」と回答、警察がいて何が悪いと開き直っていましたが、抗議を

続けるといつの間にか出て行きました。この件について、田中委員長は会見で「委員会で声を聞くまでは、全然知りませんでした」と回答、規制庁の森本英香次長は、「庁舎内の秩序維持という観点から、警察署に対して警備を依頼しているのは事実」と述べています。以前に、原子力安全・保安院が、傍聴者リストを警察に渡す、もしくは照合していたことが問題になりました。しかし、会議室内部に警察が入り、市民を監視した例は、保安院時代にもありませんでした。これは、国民の信頼を回復するとの規制委員会設置の趣旨に反するばかりでなく、市民を「危険人物」とみなし監視の対象とした人権侵害行為です。このようなことは今後やめるよう強く要請します。

さらに、私たちが9月21日に原子力規制委員会の建物敷地の外で行った抗議行動の際、公安関係者が50名程度、原子力規制委員会の入っているファーストビルの敷地から、参加者を監視していました。私たちは警備員の指示により、ファーストビルの敷地外に出ていました。公安関係者は、参加者を無断で写真撮影。主催者が「勝手に写真をとらないでください」と制止しても、やめませんでした。これらの行為は日常的に行われています。平和にデモを行っている市民を無断で撮影することは違法行為です。

公安関係者の監視は、原子力規制委員会または規制庁の指示でしょうか。規制委員会・規制庁の指示でないとすれば、彼らが敷地内から撮影を行っていた理由を示してください。同時に、今後はこのような行為をやめるよう強く要請します。

原子力規制委員会を傍聴する市民有志一同

福島老朽原発を考える会
国際環境 NGO FoE Japan
美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会
グリーン・アクション
原発を考える品川の女たち
再稼働反対！全国アクション
福島原発事故緊急会議
プルトニウムなんていらんよ！東京